

平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：自治財政局財政課他 3 課室

施策名	地方財源の確保と地方財政の健全化	政策体系上の位置付け
		(地方行財政) 政策 6
施策の概要	地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方行財政の健全化を図る。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>一般財源総額を確保するとともに、財源不足分については補てん措置を講じ、国家財政・国民経済等との整合性の確保や地方財源の保障が図られた。また、地方交付税の算定項目を平成 19 年度において 3 割削減するなど算定方法の簡素化・透明化が進展した。さらに、公債費負担の適正化も進展した。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じるため、地方財政計画を策定し、所要の地方財源を確保していく必要がある。</p> <p>② 地方交付税については、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で地方交付税の算定方法の見直しを進める必要がある。</p> <p>③ 引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化を進めるとともに、財政健全化法に基づき、わかりやすい財政情報の公表を徹底することなどにより、財政の健全化を推進する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 「地方再生対策費」の創設などにより、地方財政計画の規模は前年度に比べ 2,753 億円の増となったが、厳しい地方財政の現状等を踏まえ「地方再生対策費」を除くと前年度 0.2%の減に抑制した。この結果、地方財源の確保・保障がなされることになり、地方財政計画の策定について一定の有効性が認められる。</p> <p>② 地方交付税の算定項目については平成 19 年度において約 3 割削減され、引き続き平成 20 年度においても簡素化を進めることから、算定方法の簡素化・透明化が進展した。このため、地方交付税の予見可能性を高めるために必要な施策として、有効性が認められる。</p> <p>③ 平成 19 年度において公債費負担適正化計画の完了を予定していた 2 団体は全て完了し、公債費負担の適正化について一定の進展をみたため、有効性が認められる。</p> <p>(効率性)</p> <p>交付税の算定の簡素化・透明化により、地方公共団体の事務負担の軽減、財政運営の透明化が促進されたため、効率性が認められる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>① 平成 21 年度以降についても、所要の地方財源の確保を図りつつ、地方行財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進する。</p> <p>② 地方交付税については、引き続き、所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行う。</p> <p>③ 地方財政健全化法に基づくわかりやすい財政情報の開示を徹底すること等により、地方公共団体の財政の健全化を推進する。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

参考となる指標	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
地方財政計画の規模	83 兆 1,508 億円	83 兆 1,261 億円	83 兆 4,014 億円
一般財源比率	66.6%	68.1%	68.4%
地方債依存度	13.0%	11.6%	11.5%
借入金残高	200 兆円	199 兆円	197 兆円
地方債計画の規模	13 兆 9,466 億円	12 兆 5,108 億円	12 兆 4,776 億円

※参考となる指標の進捗状況については、それぞれ表題の年度の次年度の内容を記載している。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する 施政方針 演説等内 閣の重要 政策（主 なもの）	経済財政改革の 基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	<p>第 3 章 21 世紀型行財政システムの構築</p> <p>1. 歳出・歳入一体改革の実現</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>1. 真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、「基本方針 2006」で示された 5 年間の歳出改革を実現する。そのため、主要な分野について制度改革等の道筋やその取組を示す。</p> <p>8. 地方分権改革</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>2. 地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。</p>

政策6 地方財源の確保と地方財政の健全化

基本目標 地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。

地方財源の確保と地方財政の健全化

